

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成 29 年 4 月 24 日（月）

担当課：政策部 行政改革推進課

件 名：大和市 PFI 等の公民連携手法導入方針について	
提出理由：大和市 PFI 等の公民連携手法導入方針の策定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 国の動向 ・効率的かつ効果的な公共施設の整備等を進めるためには、行政と民間が連携して行い、公共施設の整備等に民間の創意工夫等を活用していくこと（以下、「公民連携手法」という。）が必要であることから、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日、内閣府）を制定した。 ・その指針において、人口 20 万人以上の地方公共団体に、平成 28 年度末までに PPP/PFI 手法（以下、「PFI 等手法」という。）を従来型手法に優先して検討する規程（以下、「優先的検討規程」という。）を定めるよう要請している。 ・また「PPP/PFI 推進アクションプラン」において、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PFI 等手法導入検討を一部要件化するとしている。 2. 基本的な考え方 ・本市では、これまでににおいても社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するために、効率的な行政運営や市民サービス向上の観点などから十分な検証を行い、指定管理者制度や業務委託などの民間活力の活用を図ってきた。 ・今回の国の要請は、大和市がこれまで進めてきた民間活力の活用の方向性と合致するものであることから、本市における優先的検討規程として、「大和市 PFI 等の公民連携手法導入方針」を策定していく。 3. 方針の概要 (1) 検討の開始時期と対象事業 ・公共施設（建築物、プラント、利用料金の徴収を行う施設をいう。以下同じ。）整備事業（開始時期）基本構想、基本計画等の策定時（対象事業）設計・建設・改修費の総額が 10 億円以上のもの ・公共施設の維持管理・運営事業（開始時期）事業の見直し時（対象事業）単年度の維持管理・運営費が 1 億円以上のもの * 対象事業の例外 ・災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業は対象から除く。	(2) 検討手順 ・最も適切な PFI 等手法（以下、「採用手法」という。）を選択したうえで、次の手順で採用手法導入の適否を評価する。（複数の手法を選択することも可） ①簡易な検討（第一次検討） ・次の 2 つの点から検討を行う。 ・費用総額による評価 ・採用手法の適性の評価 ②詳細な検討（第二次検討） ・専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準・リスク分担等の検討を行ったうえで、詳細な費用等による比較を行う。 ③検討の省略 ・公の施設の維持管理・運営のみの事業で採用手法として指定管理者制度が選択された場合、①②は行わず、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」に基づき検討を行う。 ・採用手法が民間資金を活用する手法でない場合は、②を省略し採用手法の導入を決定することができる。 (3) 評価結果の公表 ・簡易な検討または詳細な検討の結果、PFI 等手法の導入に適しないと評価した場合には、導入しないこととした旨及び評価内容をインターネット上に公表する。 4. その他 ・「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」の一部改正 本方針に基づく検討において、採用手法として指定管理者制度を選択しない場合は、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」の対象外とする所要の改正を行う。
経 過 H27. 12 内閣府及び総務省による PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定要請 H29. 3 庁内関係課との調整及び情報提供	今後の予定 H29. 4 方針の策定、公表 運用ガイドライン策定・庁内周知